

教生学第 794 号  
平成 31 年 1 月 7 日

各 教 育 局 長  
関 係 道 立 学 校 長  
各 市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長 様  
( 各 市 町 村 立 学 校 長 )

北海道教育庁学校教育局参事（生徒指導・学校安全） 齊 藤 順 二

不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）

このことについては、平成 28 年 9 月 28 日付け教生学第 634 号北海道教育庁学校教育局長通知及び平成 30 年 3 月 2 日付け教生学第 942 号北海道教育庁学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知により、各学校や市町村教育委員会において様々な支援に取り組んでいただいているところであります。

過日、各学校における児童生徒の欠席に対する対応状況等について調査をお願いしたところですが、道内（札幌市を除く）公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校の 11 月末現在の長期欠席の状況は、すでに 30 日以上欠席となっている児童生徒が小・中・高合わせて 4,936 人、10 日～29 日の欠席が 9,203 人いるなど、憂慮すべき状況となっております。

については、次のとおり、今後の不登校児童生徒への支援の在り方をまとめましたので、各学校や市町村教育委員会において確実に取組を進めるようお願いします。

記

1 専門的機関等で相談・指導を受けていない児童生徒への対応

- 欠席が 30 日を超えている児童生徒はもちろん、30 日未満の児童生徒に対しても、欠席の理由を正確に把握し、専門機関につなぐなど、早い段階から適切な支援が行われるよう努めること。
- 相談・指導を受けていない児童生徒については、相談・指導を受けていない理由を把握し、養護教諭やスクールカウンセラー、相談員等による相談・指導が行われるよう努めること。
- 特に、不登校児童生徒及びその保護者に対しては、教育支援センターや教育センター等教育委員会所管の機関、児童相談所、病院、民間団体等の学校外において専門的な相談・指導を受けられるよう、引き続き、相談窓口の周知徹底を図ること。
- また、長期間、不登校となっている児童生徒については、スクールソーシャルワーカーを積極的に活用するなど、関係機関等による支援の一層の充実を図ること。

2 児童生徒理解・支援シート等の作成

- 在籍している不登校児童生徒に対し、児童生徒理解・支援シート等（以下、「本シート等」という）を作成していない学校が見られることから、各学校においては、保護者や地域住民、関係機関等と連携の上、本シート等を活用した組織的・計画的な支援を積極的に推進すること。
- 本シート等の作成に当たっては、欠席 30 日という期間にとらわれることなく、前年度の欠席状況や、遅刻、早退、保健室登校、別室登校等の状況を鑑みて、早期の段階から作成し、組織的・計画的な支援を行うこと。

（生徒指導・学校安全グループ）